

令和7年度予算編成方針

令和6年11月
府中市長

1 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況については、当初予算編成段階から財政調整基金（基金）を取崩して歳入財源とする、いわゆる歳出超過の状況が常態化している。

今後の見通しとして、人口減少・少子高齢社会の進展が見込まれる中、市税収入をはじめとする歳入一般財源については大幅な増加が見込めず、厳しい状況が続くものと予測しており、また歳出についても、公債費や扶助費といった義務的経費、公共施設の維持管理コストなどの物件費、あるいは他団体の経営状況などに起因する繰出金や補助費などその他経費の増大が避けられない状況からも、本市の財政硬直化が進行すると大いに予測される。

このまま、仮に打開策を打つことなく、歳出超過分を今後も基金で補填し続ければ、令和8年度にも基金は枯渇し、近年多発する災害あるいは景気変動といった突発的有事への対応も極めて困難となることが予測され、危機的な状況である。

2 予算編成の基本方針

こうした中、歳出超過が常態化した財政構造を大きく見直し、身の丈に合った現実的な歳入一般財源規模（予算フレーム）に見合う予算編成を行うことで、基金の取り崩しに頼らない収支均衡の実現と財政調整基金の残高を確保し、将来にわたる持続可能な財政運営を実現するため、全てをゼロベースで検証する事業見直しを今年度進めており、これをベースとした今後の具体的目標や取組項目を示した『持続可能な財政運営プラン（素案）』を策定（※）し、今後の財政運営の指針として活用することとしている。

よって、令和7年度予算編成は、これまでの事業見直し結果や現過程、あるいは『持続可能な財政運営プラン（素案）』に掲げる基本方針を踏まえた編成を行うこととする。

※確定版は令和7年2月に公表予定

『持続可能な財政運営プラン』に掲げる基本方針

基本方針1 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

財源に限りがある中、社会情勢の変化に応じた事業見直しなどを進めるため、施策や事業をゼロベースで見直し、優先度を見極め、そのうえで必要となる財源は既存事業の見直しによって確保します。

基本方針2 歳入の確保

市税などの債権回収、市有財産の売却、使用料や手数料など受益者負担の適正化はもとより、事業を実施するうえではクラウドファンディング、企業版ふるさと納税、あるいはネーミングライツといった自主財源の確保に引き続き取り組んでいきます。

基本方針3 将来負担マネジメント

投資的事業について、その必要性や効果、将来的な公債費やランニングコストなどを十分に精査した上で実施を判断していきます。また、固定費ともいえる公共施設の維持管理コストが老朽化によりさらに増加していくことが予測されるため、総量縮減・適正配置・長寿命化を複合的に進めたうえで、更新費用を削減・平準化していきます。

(1) 歳出

ア これまでの事業見直し結果などを踏まえた要求内容とすること。

また、他団体への補助金をはじめ、検証・調整期間を要するために後年度（令和8年度～）からの見直し実施を見込む事業については、持続可能な財政運営プランに基づき、切れ目のないよう引き続き検証・調整を継続し、後年度（令和8年度～）からの効果額を生み出すよう努めること。

イ 「財源がなければ事業が実施できない」ことを十分に認識し、必要となる財源は既存事業の見直しによって確保すること。

ウ デジタル技術の活用などの効率化により人的・オフィスコスト削減が図れるソフト事業（市に裁量のある事業）は積極的に見直しを行い、歳出を削減すること。

※ペーパーレス化による印刷製本費や消耗品費、WEB会議の推進による旅費、公用車台数の削減など

エ 外部委託を検討するうえでは、市で直接実施することが困難であること、あるいは大幅な効率化やコスト削減が図れるなど、合理的かつ数値的に明確なエビデンスに基づき判断すること。

なお、実現性や実効性に乏しい計画の策定業務委託については原則禁止する。

オ 大型ハード事業をはじめ、後年度に公債費や維持管理コストが固定される事業は、長期的な将来負担リスクマネジメントの観点から徹底した議論を行ったうえで、その必要性や実施可否について判断していく。

カ 直近の決算状況を踏まえ、多額の不用額が生じないように予算精査を行い、安易な予算要求は行わないこと。

(2) 歳入

ア 市税をはじめ、税外債権を含めた全ての債権について法律に基づき厳正に対処し、徴収率・収納率の向上を図ることで歳入を確保すること。

イ 本市の基金は枯渇の危機にあることから、「財源がなければ事業が実施できない」ことを十分に認識し、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税、あるいはネーミングライツといった自主財源を確保すること。

ウ 人口減少に応じて、公共施設の総量削減を推進する観点から、市有財産の売却を積極的に行うことで歳入を確保すること。

エ 受益者負担適正化の観点から、公共施設の使用料をはじめとして、維持管理コストや他自治体の状況を踏まえ、負担の公平性と公正性を確保するための見直しを行うことで歳入を確保すること。

オ 国・県補助金を前提として行う既存の継続事業については、制度改正や予算編成の動向などを十分に踏まえ、国の補正予算も見据え、財源確保に努めること。

また、それ以外の事業についても、その他の補助・助成制度に該当するかどうかについて情報収集を行い、財源確保に努めること。

(3) その他

ア 当初予算は通年予算とし、補正予算は原則として当初見込めなかった制度改正、臨時の財政需要など、例外的なものに限る。

イ 特別会計については、独立採算の原則に立ち、事業運営の合理化・健全化、自主財源の確保に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

また、企業債については、将来負担が増加しないよう、今後の人口動態に応じて建設改良費を圧縮するなど、企業債発行額の抑制に努めること。

ウ 市が補助・出資を行っている機構や公社に対しては、市と同様の見直しによる効率化、コストの削減、自主財源の確保を要請すること。

3 令和7年度予算編成にあたって

収支が均衡した予算を編成するためには、翌年度の歳入・歳出を適切に見込んだうえで、収支不足が予測される場合は、歳入歳出両面からの事業見直しにより解消を図る必要がある。

令和7年度は12.3億円の収支不足が予測されており、現に見直しを実施しているところであるが、この解消に向けては、補助金の再点検など引き続き外部との調整が必要なもの、あるいは需用費などの細かな内部経費について、今後の予算編成過程においても見直しの取組みを継続する必要がある。

このことから、令和7年度の編成方式はこれまでの枠配分方式をあらため、一件査定方式の方法により実施することとし、予算確定までの全ての局面において財政マネジメントを徹底して行うこととする。